

# 環境美化指導員とは

ごみのポイ捨てや飼い犬のふんを放置することは、快適で美しいまちの景観を損ねてしまいます。沼津市では、「沼津市まちをきれいにする条例」において、これらを防止し、良好な生活環境の確保に努めています。

このような中で、地域の環境美化を促進するために地区自治会において原則1名、市から委嘱し活動をお願いしているのが、環境美化指導員です。

## 活動内容

指導員は、「沼津市まちをきれいにする条例」及び「沼津市環境美化指導員要綱」に基づいて、次のような活動を行います。

### 「ごみの散乱状況の調査・報告」

地域のごみのポイ捨てや犬のふんの散乱状況などを調べたり、定期的に市に活動内容を報告します。報告書の提出は年4回です。

### 「条例の違反者に対する指導」

条例違反している人を見つけた場合、その場で違反行為の中止や、捨てた物の回収（原状回復）などについて必要な指導をすることができます。

### 「環境美化の推進及び啓発」

きれいなまちづくりに役立つよう、市民に環境美化に対する意識を高めてもらうために様々な啓発活動を行います。

### 「その他市長が要請する事項」

活動に関する研修会や、市で統一的行うキャンペーンなどがあります。



## 任期・謝礼

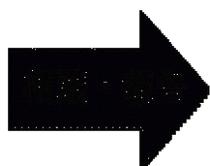
任期は2年 毎年度1回ずつ謝礼(年額 6,000 円)が支給されます。

※自治会により1年交代の場合はその都度、推薦書と承諾書の提出が必要

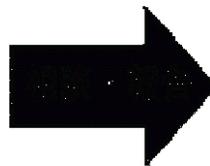
## 支援体制について

※お困りのことがありましたら下記のようなフォロー体制で対応致します。  
直接、環境政策課に相談いただくことも可能です。

環境美化指導員



環境美化地区代表



沼津市役所 環境政策課



担当課

沼津市役所 環境政策課

沼津市御幸町16-1

☎055-934-4743

✉kankyo@city.numazu.lg.jp

・連絡会での報告  
・情報交換

・啓発用品の配布  
・他課との連携対応